

経済社会の中で、法執行と政策立案により

公正かつ自由な競争環境を促進し、守る

今や、事業者の活動は国際化し、新たなビジネスモデルが次々と創出されています。

こうした変化の中で事業者の事業活動を盛んにし、消費者の利益を守るとともに、

日本経済をより発展させるためには、公正かつ自由な競争環境を維持・整備し、

市場メカニズムの働きを確保する必要があります。

市場メカニズムが正しく機能していれば、消費者ニーズが事業者に正しく伝わり、

事業者が消費者ニーズに合った商品を供給する努力をすることによって、

事業者の事業活動が発展し、消費者の利益、日本経済全体の競争力が向上していきます。

公正かつ自由な競争を促進することは、事業者と消費者、そして社会全体を豊かにしていきます。

市場メカニズムの働きを確保するために

公正かつ自由な競争によって市場メカニズムの機能を十分に發揮させるためには、

適切なルールの整備と、ルール違反を取り締まる強い執行力が不可欠です。

このルールとして制定されたのが

「独占禁止法(正式名称:私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)」であり、

独占禁止法を運用するための行政機関として、公正取引委員会が設置されています。

INDEX

公正取引委員会の概要

- 02 公正かつ自由な競争の重要性
- 03 公正取引委員会の使命
- 05 組織図
- 06 法執行と政策立案

業務紹介

- 10 業務紹介【審査局】
- 13 業務紹介【取引部】
- 19 業務紹介【経済取引局】
- 23 業務紹介【官房】
- 26 業務紹介【地方機関】
- 28 業務紹介【海外派遣】

キャリアステップ

- 29 キャリアステップ(出向先紹介)
- 30 研修制度
- 31 個別育成制度対談

職員の一日・ワークライフバランス

- 32 職員の一日
- 34 ワークライフバランス
- 36 新人職員の声
- 39 採用に関するQ&A

公正取引委員会の使命

エンフォースメント

～厳正な法執行による競争の回復～

- 違反事件審査
 - 独占禁止法違反行為に対する排除措置命令、課徴金納付命令等
 - 確約措置等を通じた迅速かつ効果的な法執行(個別事案に応じた事後規制)
- 企業結合審査
 - ビジネスの実態に即した迅速かつ的確な企業結合審査(合併等により将来競争上の弊害が生じる場合に事前に禁止)

アドボカシー(競争唱導)

～競争環境の整備～

- 実態調査
- 規制改革・取引慣行の改善に関する提言
- ガイドラインの策定
 - 法運用の透明性・予見可能性の向上による違反行為の未然防止
 - 企業のコンプライアンスの向上
- 効果的な広報
- 国際連携
 - G7、OECD、ICN(国際競争ネットワーク)等

公正取引委員会は、公正で自由な競争環境を確保するため、エンフォースメント(法執行)とアドボカシー(競争唱導)を「車の両輪」として取り組んでいます。

エンフォースメント：独占禁止法の厳正、機動的な執行による競争の回復
アドボカシー：競争環境の整備→競争促進的な規制・制度改革、企業行動の変革

独占禁止法

事業者が経済活動を行う上で守るべき基本ルール

独占禁止法の概要

- 私的独占の禁止
- 不当な取引制限の禁止(カルテル・入札談合等)
- 事業者団体の規制
- 企業結合の規制
- 独占的状態の規制
- 不公正な取引方法の禁止

公正かつ自由な競争の促進

- 事業者の創意發揮
- 事業活動の活発化
- 雇用・国民実所得の水準向上

一般消費者の利益確保

- 国民経済の民主的で健全な発達の促進

独占禁止法の目的

[第1条] この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

公正取引委員会とは

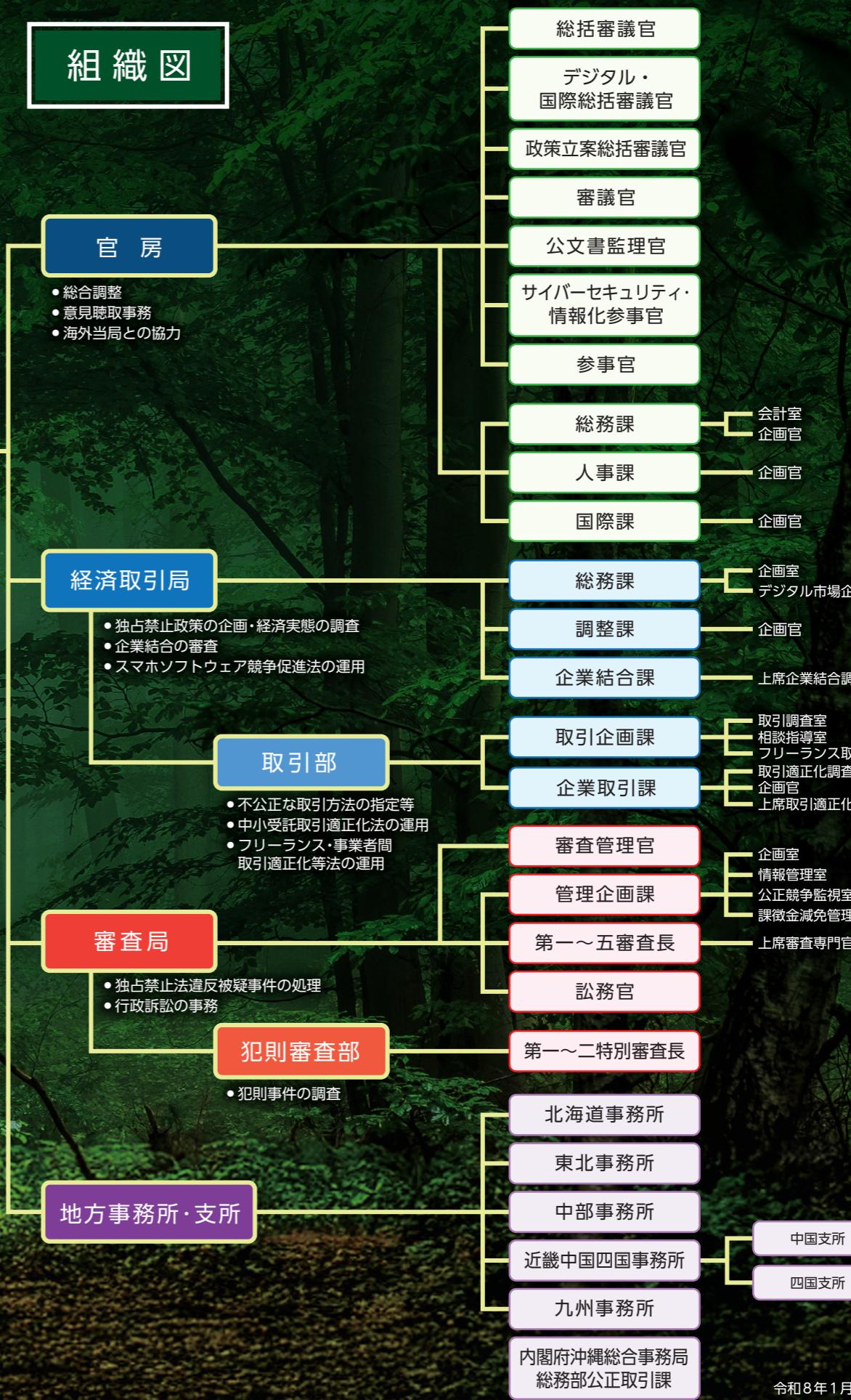
中立性と専門性を有する独立した機関

公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属し、内閣府の外局として設置されています。委員長及び4人の委員で構成され、その下に、事務を処理するための事務総局が置かれています。

行政機構上は内閣府の外局となっていますが、その職務の

性質上、厳格な中立性と高度の専門性が必要とされることから、職権行使の独立性が法定され(独占禁止法第28条)、他からの指揮監督を受けることなく職務を遂行します。

組織図



法執行

独占禁止法等の法律を執行・運用します

公正取引委員会は、公正かつ自由な競争を守るため、独占禁止法を執行しています。独占禁止法違反行為があった場合は、速やかにその行為をやめさせ、市場における競争を回復させるために必要な排除措置命令（いわゆる官製談合事件の場合には、併せて、官製談合防止法に基づく発注機関に対する必要な改善措置の要求）、また、違反行為を行った事業者に課徴金を国庫に納める運用しています。

ように命じる課徴金納付命令等の措置を行っています。また、確約手続という、独占禁止法違反の疑いがある行為について、公正取引委員会と事業者との間の合意により事業者が自主的に解決するための手続があります。このほか、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法、スマホソフトウェア競争促進法を運用しています。

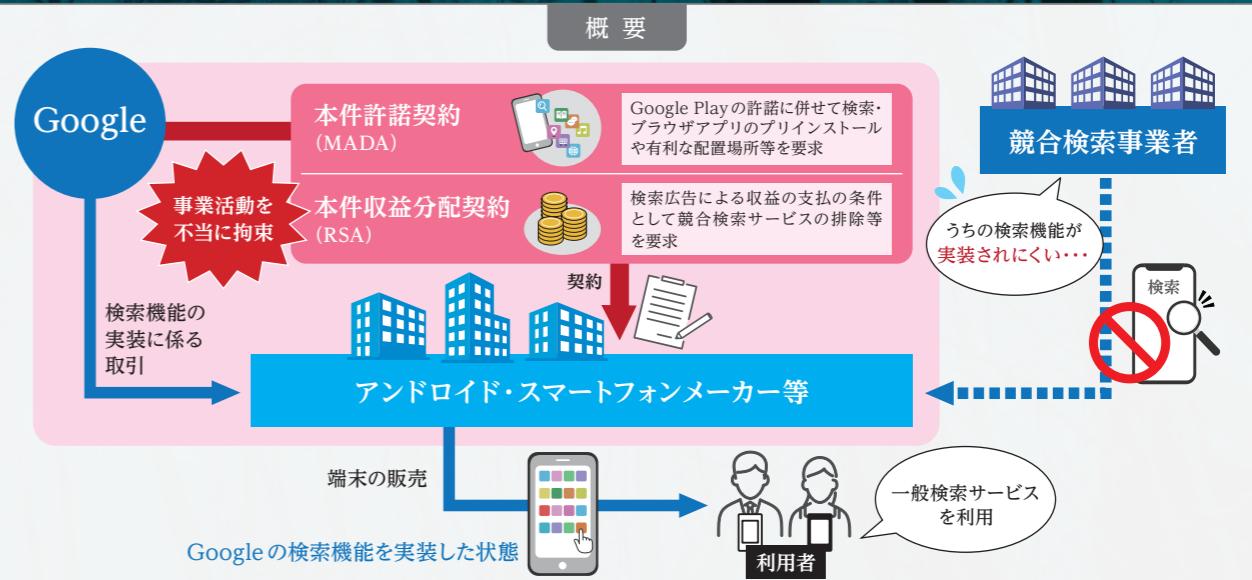
独占禁止法違反事件処理の流れ



独占禁止法

【独占禁止法の目的】公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できる市場環境の整備
【禁止行為】私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法等
Google LLCに対する排除措置命令【令和7年4月15日】

Google LLCは、Google Playの許諾に併せて検索・ブラウザアプリのプリインストールや有利な配置場所等を要求し、また、検索広告による収益の支払の条件として競合検索サービスの排除等を要求することにより、特定Android・スマートフォンメーカー及び特定移動通信事業者に対し、他の一般検索サービス事業者の検索機能を特定Android・スマートフォンに実装させないようにしていた（独占禁止法19条（拘束条件付取引））。

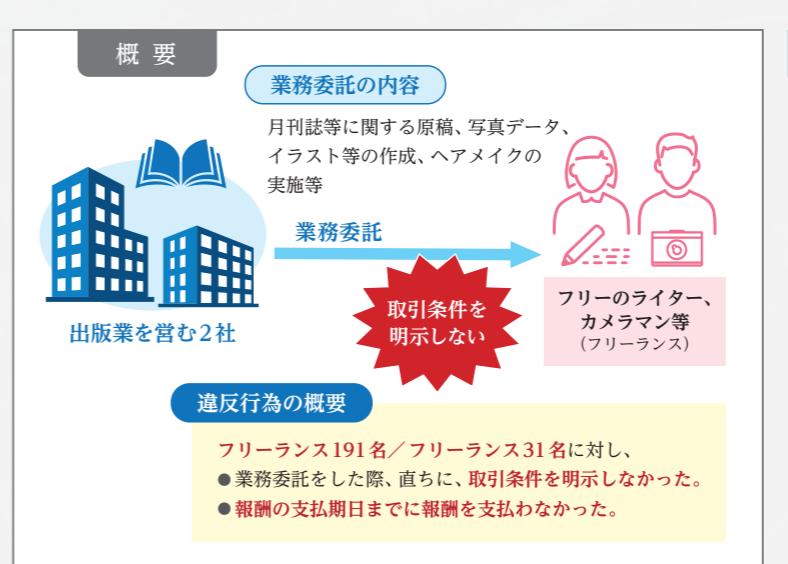


フリーランス・事業者間取引適正化等法 (フリーランス法)

【フリーランス法の目的】フリーランスと発注事業者との取引の適正化・フリーランスの就業環境の整備
【義務・禁止行為】取引条件の明示義務、期日における報酬支払義務等
出版業を営む2社に対する勧告【令和7年6月17日】

出版業を営む2社は、フリーランスに対し、自らの出版する月刊誌等に関する業務を委託した際に、直ちに、フリーランスの業務の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電子メール等の電磁的方法に

よりフリーランスに対し明示しなかった。また、フリーランスに対し、支払期日までに報酬を支払わなかった。



勧告の概要

- フリーランスに係る取引の適正化を図るため、
 - ① 取締役会の決議（今後、取引条件を明示すること、支払期日までに報酬を支払うこと等を確認）
 - ② フリーランスとの取引について、取引条件の明示及び期日までの報酬の支払の観点から問題が生じていなかつたのかを調査し、問題が認められた場合には必要な措置を講ずる
 - ③ 研修を行うなど、社内体制を整備など

啓発フライヤー



政策立案

競争政策を積極的に展開します

国際的に開かれた自由で公正な活力のある経済社会の形成を目指して、競争環境整備に取り組んでいます。独占禁止法のより一層の充実化への取組、規制改革・取引慣行の改善に関する提言、

規制改革に関する指針・提言

- 規制改革の推進
- 規制制度の研究会

競争制限的な取引慣行の改善

- 各種実態調査・公表
- 取引の適正化、提言・指導

競争政策の基礎的研究

- 競争政策研究センター(CPRC)
- 国際シンポジウム、公開セミナー等

国際的展開

- 國際競争ネットワーク(ICN)、
経済協力開発機構(OECD)
- 多国間・二国間協定
- 技術支援
- 海外広報、海外調査

競争環境の整備

競争制限的な行政指導の改善等の活動を行うとともに、国際協力にも力を入れています。

法改正に向けた取組

- 課徴金減免制度の見直し
- 確約手続の導入

違反行為の未然防止

- ガイドラインの策定・改定・公表
- 事業者等からの事前相談への対応

法令遵守体制・ 入札制度改善への取組支援

- コンプライアンス支援
- 入札制度改善

競争政策に対する 国民的理解の増進

- 事務総長定例会見
- 独占禁止懇話会、
独占禁止政策協力委員制度
- 消費者セミナー、独占禁止法教室

法律の制定に 向けた取組等

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律 [令和8年1月1日施行]
発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るために、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」が令和7年3月に国会に提出され、同年5月に成立し、公布された。

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- 協議に応じない一方的な価格決定行為等、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押し付ける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらにすすめていく。

規制の見直し

規制内容の追加

- (1) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止【価格据え置き取引への対応】
対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。
- (2) 手形払等の禁止
対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。

規制対象の追加

- (3) 運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】
対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。
- (4) 従業員基準の追加【適用基準の追加】
従業員数300人(役務提供委託等は100人)の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

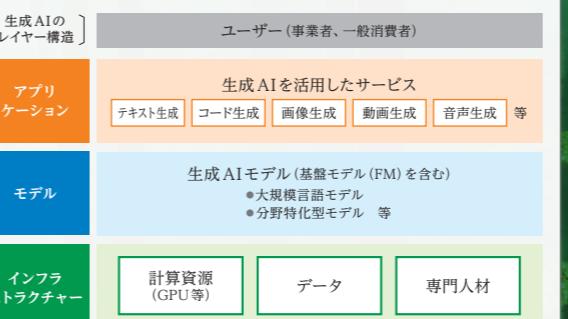
実態調査

生成AIに関する実態調査報告書 ver.1.0 [令和7年6月6日]

現状の生成AI関連市場の流動的な状況を踏まえ、ディスカッションペーパー「生成AIを巡る競争」(前回ペーパー)を令和6年10月に公表した。その後、寄せられた情報・意見を分析し、前回ペーパーをアップデートする形で「生成AIに関する実態調査報告書ver.1.0」を取りまとめた。

生成AI関連市場の市場構造

現状の生成AI関連市場の市場構造を3つのレイヤーに整理して検討した。



ヒアリング等によるアップデート

1. インフラストラクチャーレイヤー

- 生成AIモデルの開発には、十分な量の半導体チップが不可欠。
- 生成AIの開発においては、データの需要は、使用する場面や用途によって異なり、量だけではなく質が重要視されることもある。

2. モデルレイヤー

- 汎用型の大規模言語モデルの開発には膨大な計算資源・データ・専門人材が必要とされるため、資本力や技術力の豊富な企業が優位とされている。

3. アプリケーションレイヤー

- 多様な事業者が参入し競争が激化している。既存のデジタルサービスとの機能統合やAIエージェントの登場により、国内外での活用が進む。

公取委の対応

寄せられた意見を踏まえ、今後も引き続き市場の動向を注視し、実態調査を継続する。

国際関係

各国・地域の競争当局と連携を深めるため、定期的に会合や途上国に対する技術支援を行なうなど、公正取引委員会の活動はグローバルに展開している。

国際競争ネットワーク(ICN)

ICN(International Competition Network)は、競争法執行の手続面及び実体面の收れんを促進することを目的として発足した各國・地域の競争当局を中心としたネットワークである。2025年3月末現在、136か国・地域から149の競争当局が参加している。

経済協力開発機構(OECD)・競争委員会(Competition Committee)(写真上段)

OECD(Organisation for Economic Co-operation and Development:経済協力開発機構)は、経済・社会分野において多岐にわたる活動を行っている国際機関であり、欧州諸国、米国、日本等を含む38か国により構成されている。公取委は、他の加盟国とともに競争法及び競争政策の進展のための検討を行い、また、その整備及び施行に関する加盟国間の協力を促進することを目的として、主に競争委員会(Competition Committee、加盟国のはか非加盟国・地域がオブザーバーとして参加)の活動に参加している。



競争当局間意見交換(写真中段)

経済活動がグローバル化し、複数の国にまたがるような違反行為が数多く発生していることから、我が国と経済活動が特に活発な国・地域の競争当局との間で連携を深めることの重要性が高まっている。そのため、海外の競争当局との間で競争政策の進展等に関する意見交換を隨時行なっている。



開発途上国に対する技術支援(写真下段)

東南アジア諸国等の競争当局に対し、研修の実施や職員の派遣を通じた技術支援を行なっている。

